様式第四の裏面を次のように改める。

（裏　面）

第　　号 平成　年　月　日交付 厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印	国民健康保険法（抄） （報告の徴収等） 第百六条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。 一　厚生労働大臣　都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会 二　都道府県知事　当該都道府県知事が統括する都道府県区域内の市町村若しくは組合又は連合会 2　前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第百二十五条　組合又は連合会が、（省略）第百六条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百八条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。